

小型除雪車(1.5m級)

仕 様 書

令和8年度

廿日市市

小型除雪車（1.5m級）仕様書

1 概 要

この仕様書は、小形除雪車(1.5m級)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、且つ平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に適合するものでなければならない。

ただし、平成26年特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等一部改正の基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については、本市の担当者(以下「発注者」という)と物品供給人(以下「受注者」という)が協議のうえ決定するものとする。

2 性 能

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 最大除雪量 | 900 t/h 以上 |
| (2) 投雪距離 | 0～12 m 以上 |
| (3) 最大除雪幅 | 1,800 mm 以上 |
| (4) 最大除雪高 | 1,150 mm 以上 |
| (5) 走行速度 | 40 km/h 以下 |
| (6) 騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省令和5年4月20日、基発0420第2号) 第I管理区分に準ずるものとする。(測定方法はJCMAS H011の機械定置時による)

3 主要緒元

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 全 長(走行姿勢) | 6,000 mm 以下 |
| (2) 全 幅(除雪装置含む) | 1,800 mm 以下 |
| (3) 全 高(黄色灯火上端まで) | 3,000 mm 以下 |
| (4) 最低地上高 | 200 mm 以上 |
| (5) 車両総質量 | 8,000 kg 以下 |
- なお、「7. 付属装置及び付属品 7-2車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。
- | | |
|---------------------|----------|
| (6) 最小回転半径(最外側車輪中心) | 5.0 m 以下 |
| (7) 乗車定員 | 2 人 |

4 車 体

- | | |
|---------------|--|
| (1) 機 関 | |
| 形 式 | 水冷, ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 90 kW 以上 |
| (2) 駆 動 方 式 | |
| 形 式 | 総輪駆動式 |
| (3) タ イ ヤ | |
| 形 式 | スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ
前・後輪 ダブルタイヤ |
| (4) 走 行 装 置 | |
| | 後輪軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること |
| (5) か じ 取 装 置 | |
| 形 式 | 油圧式車体屈折機構式 |
| (6) 運 転 室 | |
| 構 造 | 全鋼製密閉系 |
| 窓 | 熱線入りガラス(前)、冬用ワイパーブレード付
ハンドル位置 左ハンドル |

5 除 雪 装 置

- | | |
|----------|--|
| (1) 形 式 | ツーステージ形、ロータリ除雪装置 |
| (2) 構 成 | オーガ、ブロワ、旋回・放出角可変・伸縮起倒式シュート |
| (3) 能 力 | |
| シュート旋回角度 | 340 度 以上 |
| シュート高さ | 3,100 mm 以上 |
| 昇降範囲 | 地下50 mm～地上300 mm 以上 |
| チルト角度 | 左右各 5 度 以上 |
| シュー | 除雪装置の設置状態を調整できるシューを有すること。 |
| 安全装置 | 除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、除雪装置の破損を防止する安全装置を設けること。
エンジン運転中に助手が運転室より降車する際、エンジンを停止させる機構を備えること。 |
| オーガ系 | 油圧クラッチ式又は機械式シャーピンレス装置付とする。 |
| ブロワ系 | シャーピンなどの切断による。 |
| その他 | シュート系統、装置チルト、昇降装置は油圧作動とする。 |

6 計器類

(1) 運行記録計(45km/h以上, 機関回転数記録, 7日計)	1 式
(2) 機関回転計(運行記録計組込型も可)	1 式
(3) 燃料計	1 式
(4) アワーメータ	1 式
(5) 油圧計又は油圧警告灯(走行用油圧回路補給用)	1 式
(6) 油温計又は油温警告灯(走行用油圧回路用)	1 式
(7) 水温計	1 式
(8) 充電警告灯	1 式
(9) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式

7 照明装置類

(1) 前方作業灯	2 灯
(2) 前方作業灯(シュート灯)	1 灯
(3) 後方作業灯	1 灯
(4) 黄色灯火(散光式) 全幅 500mm以上	1 式

8 付属装置及び付属品

8-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー	1 式
(2) カーヒータ	1 式
(3) ウィンドウォッシャー(前面, 電動式)	1 式
(4) 標識板(300×570 mm以上, 車体後部取付)	1 式
(5) アンダーミラー(後)	1 式
(6) バックカメラ	1 式
(7) ドライブレコーダー(前後)	1 式
(8) 電源ソケット	1 式
(9) 前面熱線入りガラス	1 式
(10) 前後輪ダブルタイヤ	1 式
(11) ステップランプ	1 式
(12) 油圧式チップバック	1 式
(13) 長形雪切板	1 式
(14) 走行手動レバー	1 式

8-2 車両総質量に含まないもの

(1) 予備シャーピン(全種類各10本)	1 式
(2) 床マット	1 式
(3) タイヤチェーン	1 式
(4) 取扱説明書	1 部
(5) 部品表	1 部
(6) 履歴簿	1 部

9 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

10 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査を受ける。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合は、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

12 その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

イ 黄色灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 車体表示文字

車体の前後左右には『廿日市市』と記載するが、受注者は、車体表示文字について、その表示位置等を発注者と打合せを行い、承諾をうけるものとする。

(4) 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(5) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

(6) 承諾仕様書及び図面の作成

受注者は、制作にあたり、仕様書及び図面(一般図程度)により発注者と打ち合わせを行い、承諾をうけるものとする。

燃料を満量にして納車すること

13 現有車両の廃車

現有ロータリ除雪車の老朽化に伴う更新であるため、受注者は新車納入後に現有車両を引取り、廃車手続き(抹消登録)を行い、抹消後は証明書を提出すること。時期については、発注者と受注者が協議して決定する。

14 納入場所

下記を納入場所とするが、納入時期に応じて納入場所を別途指定する。

名 称 廿日市市吉和支所 除雪車倉庫

住 所 廿日市市吉和3524番地1

15 納 期

令和8年11月30日までとする。